

## 社会福祉法の改正案～社会福祉充実計画

**社会福祉法の改正**が次の臨時国会において予定されています。

これにより、社会福祉法人にはこれまで以上に公益性の高い事業運営が求められているために、法人のあり方を見直す必要があります。

社会福祉法人に対する期待の表れだと思います。

今シリーズは、改正法案の一部をご紹介します。

特徴的な変更内容は過去記事にまとめてありますから、そちらと併せてご覧ください。

### 社会福祉法人の制度改革はどうなる？

今シリーズ第3回は、社会福祉充実計画を取り上げます。

従来、社会福祉法人は「内部留保」が多すぎるという批判がありました。

改正法案では、内部留保を社会福祉事業等に再投下することによって地域のニーズにきめ細かく対応したり、日常生活の支援を必要とする地域住民に対して無料又は低額な福祉サービスを提供することを求めています。

「内部留保」としたのは、いわゆる内部留保という意味です。論者によって「内部留保」の意義が異なるまま議論がなされていたように思います。

改正法案の中では、内部利益を定義し、一定額を控除した上で再投下額を定めるスキームになっています。この再投下額の決定過程（「社会福祉充実計画」の中で明らかにされます。）を、公認会計士又は税理士が国のガイドラインに照らして記載内容を確認します。

社会福祉法人は、公認会計士等の確認書を添えて、社会福祉充実計画を所轄庁へ毎年度提出します。

社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければなりません。

計画に基づいて事業を実施し、その報告を全体の事業報告に併せて毎年度実施する必要があります。所轄庁は、この実績報告を踏まえ、計画的に投資が行われるよう助言、指導監督を行います。

改正の根本思想は、**ガバナンスの強化**です。



### 第 555 条の 2 (社会福祉充実計画の承認)

社会福祉法人は、毎会計年度において、第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日(「基準日」)において現に行っている社会福祉事業若しくは公益事業(「既存事業」)の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業(「新規事業」)の実施に関する計画(「**社会福祉充実計画**」)を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。

- ① 当該会計年度の前会計年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額
- ② 基準日において現に行っている事業を継続するために必要な財産の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

2 前項の承認の申請は、第 59 条の規定による届出と同時に行わなければならない。

3 社会福祉充実計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- ① 既存事業又は新規事業(「社会福祉充実事業」)の規模及び内容
- ② 社会福祉充実事業を行う区域(「事業区域」)
- ③ 社会福祉充実事業の実施に要する費用の額(「**事業費**」)
- ④ 第 1 項第 1 号に掲げる額から同項第 2 号に掲げる額を控除して得た額(「**社会福祉充実残額**」)
- ⑤ 社会福祉充実計画の実施期間
- ⑥ その他厚生労働省令で定める事項

5 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たっては、事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士又は税理士その他財務に関する専門的な知識経験を有する者として厚生労働省令で定める者の意見を聴かななければならない。

7 社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない。